

防衛庁組織令（昭和29年政令第178号）第172条の規定に基づき、陸上幕僚監部の内部組織に関する訓令を次のように定める。

昭和53年1月13日

防衛庁長官 金 丸 信

### 陸上幕僚監部の内部組織に関する訓令

|    |                  |                   |                 |
|----|------------------|-------------------|-----------------|
| 改正 | 昭和54年4月4日隊訓第10号  | 昭和56年4月3日隊訓第21号   | 平成29年3月24日省訓第9号 |
|    | 昭和57年4月6日隊訓第8号   | 昭和57年12月14日隊訓第24号 | 平成30年3月2日省訓第6号  |
|    | 昭和58年3月7日庁訓第4号   | 昭和58年4月5日隊訓第14号   | 平成31年3月20日省訓第5号 |
|    | 昭和60年4月6日隊訓第11号  | 昭和60年12月25日庁訓第47号 | 令和2年3月25日省訓第14号 |
|    | 昭和61年4月5日隊訓第15号  | 昭和62年5月21日隊訓第18号  | 令和2年3月30日省訓第19号 |
|    | 昭和63年4月8日隊訓第14号  | 平成元年5月29日隊訓第21号   | 令和3年3月16日省訓第9号  |
|    | 平成2年6月8日隊訓第20号   | 平成2年10月1日庁訓第38号   | 令和3年3月31日省訓第18号 |
|    | 平成3年4月12日隊訓第10号  | 平成6年3月22日隊訓第3号    | 令和6年3月21日省訓第27号 |
|    | 平成6年6月24日隊訓第11号  | 平成7年3月20日隊訓第9号    |                 |
|    | 平成9年1月17日庁訓第1号   | 平成10年3月25日庁訓第12号  |                 |
|    | 平成10年4月9日隊訓第18号  | 平成12年3月22日隊訓第12号  |                 |
|    | 平成13年1月6日庁訓第2号   | 平成13年3月26日隊訓第11号  |                 |
|    | 平成13年3月30日隊訓第23号 | 平成13年11月2日庁訓第76号  |                 |
|    | 平成14年3月4日隊訓第3号   | 平成14年3月18日庁訓第4号   |                 |
|    | 平成15年3月24日隊訓第7号  | 平成16年3月26日庁訓第19号  |                 |
|    | 平成17年3月30日庁訓第34号 | 平成18年3月24日隊訓第16号  |                 |
|    | 平成18年7月28日庁訓第83号 | 平成19年1月5日庁訓第1号    |                 |
|    | 平成19年3月27日省訓第10号 | 平成19年8月30日省訓第145号 |                 |
|    | 平成20年3月25日省訓第12号 | 平成21年3月23日隊訓第9号   |                 |
|    | 平成21年7月29日省訓第48号 | 平成22年6月30日省訓第29号  |                 |
|    | 平成23年4月19日省訓第20号 | 平成26年3月24日省訓第10号  |                 |
|    | 平成26年5月30日省訓第35号 | 平成27年10月1日省訓第39号  |                 |

陸上幕僚監部の内部組織に関する訓令（昭和32年陸上自衛隊訓令第21号）の全部を改正する。

#### 目次

#### 第1章 総則（第1条）

#### 第2章 監理部

総務課（第2条－第9条）

会計課（第10条－第14条）

#### 第3章 人事教育部

人事教育計画課（第15条－第20条の5）

補任課（第21条－第24条）

募集・援護課（第25条－第29条）

厚生課（第30条－第33条の2）

#### 第4章 運用支援・訓練部

運用支援課（第34条－第36条）

訓練課（第37条－第42条）

#### 第5章 防衛部

防衛課（第43条－第52条）

施設課（第53条－第57条）

#### 第6章 装備計画部

装備計画課（第58条－第63条の4）

武器・化学課（第64条－第70条）

通信電子課（第71条－第76条）

航空機課（第77条－第80条）

開発課（第80条の2－第80条の5）

## 第7章 指揮通信システム・情報部

指揮通信システム課（第81条－第83条の2）

情報課（第84条－第88条の2）

## 第8章 衛生部（第89条－第92条）

## 第9章 監察官（第93条）

## 第10章 法務官（第94条－第94条の4）

## 第11章 警務管理官（第95条－第95条の3）

## 第12章 雑則（第96条・第97条）

## 附 則

### 第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、陸上幕僚監部（以下「幕僚監部」という。）の内部組織の細部に関し必要な事項を定めるものとする。

### 第2章 監理部

（総務課）

第2条 総務課に、次の3班及び3室並びに副官2人を置く。

企画班

渉外班

監理班

民間力推進班

行政文書管理室

庶務室

広報室

（企画班）

第3条 企画班は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 各部、監察官、法務官及び警務管理官の事務の連絡調整に関する事。
- (2) 幕僚監部の当直勤務及び行事の統一に関する事。
- (3) 中央業務支援隊の管理に関する連絡に関する事。
- (4) 幕僚監部の庶務に関する事。
- (5) 部内及び課内の事務の総括及び庶務に関する事。
- (6) 幕僚監部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

（渉外班）

第4条 渉外班は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 渉外に関する事。
- (2) 渡航手続の事務処理に関する事。
- (3) 地方協力本部の業務（地方における渉外に係るものに限る。）の運営に関する事。

（監理班）

第5条 監理班は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 業務計画の方式、業務計画の作成、実施及び実施の検討の手續並びに業務計画の実施の検討に関する事。
- (2) 隊務の能率的運営の調査及び研究並びに隊務の運営の改善に関する事。
- (3) 幕僚監部の組織及び定員に関する事。

- (4) 統計に関すること。
- (5) 報告統制に関すること。

第5条の2 民間力事業者の能力の活用の計画に係る事務をつかさどる（装備計画部及び衛生部の所掌に属するものを除く。）  
（行政文書管理室）

第6条 行政文書管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 陸上幕僚長（以下「幕僚長」という。）及び陸上幕僚副長（以下「幕僚副長」という。）の官印及び幕僚監部印の保管に関すること。
- (2) 公文書の認証、接受、発送、編集及び保存に関すること（衛生部、人事教育計画課、運用支援課、装備計画課及び指揮通信システム課の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 文書の審査に関すること（法務官の所掌に属するものを除く。）。
- (4) 幕僚監部の発信調整に関すること。
- (5) 陸上自衛隊史の編さんに関すること。
- (6) 情報の公開に関すること。
- (7) 保有個人情報の保護に関すること。

（庶務室）

第7条 庶務室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 幕僚長及び幕僚副長の庶務の整理その他特命事項に関すること。
- (2) 幕僚副長の行う幕僚監部の部務の整理の補助に関すること。
- (3) 幕僚長及び幕僚副長に対する文書の進達に関すること。

（広報室）

第8条 広報室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 広報に関すること。
- (2) 中央音楽隊の管理に関する連絡に関すること。
- (3) 地方協力本部の業務（地方における広報に係るものに限る。）の運営に関すること

（副官）

第9条 副官は、課長の命を受け、幕僚長及び幕僚副長の庶務をつかさどる。

（会計課）

第10条 会計課に、次の4班を置く。

- 総括班
- 経理班
- 予算班
- 会計監査班

（総括班）

第11条 総括班は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 会計事務に関する技術指導に関すること。
- (2) 中央会計隊の管理に関する連絡に関すること。
- (3) 課内の事務の総括及び庶務に関すること。

（経理班）

第12条 経理班は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 金銭会計及び債権管理に関すること。
- (2) 収入の決算に関すること。
- (3) 旅費に関すること。
- (4) 職員の給与の事務処理手続に関すること。
- (5) 契約の事務処理手続に関すること。
- (6) 原価計算の実施基準に関すること。

(予算班)

第13条 予算班は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 予算に関すること。
- (2) 経費の決算に関すること。
- (3) 支出に関すること。
- (4) 支出負担行為の計画に関すること。

(会計監査班)

第14条 会計監査班は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 会計の監査に関すること。
- (2) 会計監査隊の管理に関する連絡に関すること。

### 第3章 人事教育部

(人事教育計画課)

第15条 人事教育計画課に、次の3班及び4室を置く。

企画班

制度班

ワークライフバランス推進企画班

予備自衛官室

サービス室

教育室

再就職管理室

(企画班)

第16条 企画班は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 職員の人事の計画の総合調整に関すること。
- (2) 職員の補充に関すること(募集・援護課の所掌に属するものを除く。)
- (3) 部内各課の所掌事務に関する文書で部隊及び機関の行動に関して発せられるものの認証、編集及び保存に関すること。
- (4) 部内及び課内の事務の総括及び庶務に関すること。

(制度班)

第17条 制度班は、職員の人事制度の調査、研究及び改善に関する事務(ワークライフバランス推進企画班の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

(ワークライフバランス推進企画班)

第18条 ワークライフバランス推進企画班は、女性職員活躍及びワークライフバランスの推進に関する事務をつかさどる。

(予備自衛官室)

第19条 予備自衛官室は、予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補の制度及び招集手続に関する事務をつかさどる。

(サービス室)

第20条 サービス室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 職員の分限、懲戒、サービス及び規律に関すること。
- (2) 知能及び性格等に関する適性検査に関すること。
- (3) 礼式、表彰、服制、旗章及び標識に関すること。
- (4) 職員の安全管理の計画に関すること。
- (5) 職員の事故報告に関すること。

(教育室)

第20条の2 教育室に、次の2班を置く。

計画班

教育班

(計画班)

第20条の3 計画班は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 教育訓練計画に関すること（訓練課の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 基本教育の制度に関すること。
- (3) 予備自衛官補の教育訓練の総合的な計画に関すること。
- (4) 室内の事務の総括及び庶務に関すること。

（教育班）

第20条の4 教育班は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 部隊及び機関の基本教育の評価に関すること。
- (2) 部隊及び機関の基本教育の実施に関すること。
- (3) 学校及び教育関係の部隊の業務の総合運営に関すること。
- (4) 教育の受託及び委託に関すること。

（再就職管理室）

第20条の5 再就職管理室は、職員の離職後の就職に関する規制並びに自衛隊法（昭和29年法律第165号）第65条の11第1項、第3項及び第4項の規定による届出に関する事務をつかさどる。

（補任課）

第21条 補任課に、次の2班及び職員人事管理室を置く。

人事第1班

人事第2班

（人事第1班）

第22条 人事第1班は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 幹部自衛官の任免、補職、昇給その他の人事に関すること（人事教育計画課の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 課内の事務の総括及び庶務に関すること。

（人事第2班）

第23条 人事第2班は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 准陸尉並びに陸曹及び陸士の任免、補職、昇給その他の人事に関すること（人事教育計画課の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 自衛官候補生及び陸上自衛隊高等工科学校の生徒の任免その他の人事に関すること（人事教育計画課の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 部内からの一般幹部候補生及び陸曹候補生等の選抜に関すること。

（職員人事管理室）

第24条 職員人事管理室は、事務官等の任免、昇給その他の人事に関する事務をつかさどる（人事教育計画課の所掌に属するものを除く。）。

（募集・援護課）

第25条 募集・援護課に、募集・援護調整官1人を置く。

2 募集・援護調整官は、課長の命を受け、募集・援護課の所掌事務を整理する。

第26条 募集・援護課に次の3班を置く。

総括班

募集班

援護班

（総括班）

第27条 総括班は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 職員の募集の計画及びその実施の調整に関すること。
- (2) 職員の再就職の援助の計画及びその実施の調整に関すること。
- (3) 地方協力本部の業務の運営に関すること（総務課の所掌に属するものを除く。）。
- (4) 課内の事務の総括及び庶務に関すること。

(募集班)

第28条 募集班は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 職員の採用のための試験その他募集の実施の事務に関すること。
- (2) 募集に必要な広報資料の作成に関すること。

(援護班)

第29条 援護班は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 求職のための公共職業安定所等との連絡その他再就職のための求職活動に関して職員に協力すること（総括班及び人事教育計画課の所掌に属するものを除く。）。  
(2) 職員の再就職を容易にするための広報の実施に関すること。

(厚生課)

第30条 厚生課に、次の3班及び給与室を置く。

厚生班  
家族支援班  
共済班

(厚生班)

第31条 厚生班は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 職員の宿舎に関すること。
- (2) 職員の福利厚生に関すること（家族支援班の所掌に属するものを除く。）。  
(3) 課内の事務の総括及び庶務に関すること。

(家族支援班)

第32条 家族支援班は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 職員の家族に対する連絡その他の支援に関すること。  
(2) 殉職者の遺族の援護に関すること。

(共済班)

第33条 共済班は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 職員の恩給に関すること。  
(2) 職員の共済組合に関すること。

(給与室)

第33条の2 給与室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 職員の給与に関すること（会計課の所掌に属するものを除く。）。  
(2) 職員の退職手当に関すること。  
(3) 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）の規定による若年定年退職者給付金に関すること。

第4章 運用支援・訓練部

(運用支援課)

第34条 運用支援課に、次の2班を置く。

企画班  
運用支援班

(企画班)

第35条 企画班は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 行動の計画に関し必要な教育訓練、編成、装備、配置、経理、調達、補給、保健衛生、職員の人事及び補充、通信、電波の使用、整備、輸送並びに施設の計画の執行に伴い必要な措置に関する計画（次条において単に「計画」という。）の作成及び実施の手続きに関すること。  
(2) 部内各課の所掌事務に関する文書で部隊及び機関の行動に関して発せられるものの認証、編集及び保存に関すること。  
(3) 部内及び課内の事務の総括及び庶務に関すること。

(運用支援班)

第36条 運用支援班は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 計画の総合調整に関すること（企画班の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 航空機の運航に関すること。
- (3) 航空管制に関すること。
- (4) 中央管制気象隊の管理に関する連絡に関すること。

(訓練課)

第37条 訓練課に、次の3班を置く。

総括班

器材・演習場班

訓練・演習班

(総括班)

第38条 総括班は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 部隊の訓練及びその検閲に関すること（訓練・演習班の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 練成訓練の制度に関すること。
- (3) 予備自衛官及び即応予備自衛官の訓練の計画に関すること。
- (4) 教範並びに精神教育及び教養に関する教育訓練資料の整備に関すること。
- (5) 幕僚監部に勤務する職員の共通の訓練に関すること。
- (6) 部隊訓練評価隊の管理に関する連絡に関すること。
- (7) 課内の事務の総括及び庶務に関すること。

(器材・演習場班)

第39条 器材・演習場班は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 教育訓練用器材の取得及び配分の計画に関すること。
- (2) 演習場、射場その他の教育訓練施設の使用に関する改善に関すること。

(訓練・演習班)

第40条 訓練・演習班は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 部隊及び機関の練成訓練の実施に関すること。
- (2) 演習に関すること。
- (3) 統合訓練に関する統合幕僚監部との調整に関すること。

第41条 削除

第42条 削除

## 第5章 防衛部

(防衛課)

第43条 防衛課に、防衛調整官1人を置く。

2 防衛調整官は、課長の命を受け、防衛課の所掌事務を整理する。

第44条 防衛課に、次の3班、研究室及び防衛協力センター並びに分析企画官1人を置く。

防衛班

編成班

業務計画班

研究室

(防衛班)

第45条 防衛班は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 防衛及び警備の計画に関すること（防衛協力課の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 防衛諸計画の作成等に関する訓令（平成27年防衛省訓令第32号）第3条に規定する防衛力指針、統合運用構想、能力分析及び能力評価の作成に関する協力に関すること。

(3) 部内及び課内の事務の総括及び庶務に関すること。

(編成班)

第46条 編成班は、部隊及び機関の組織、定員、編成、装備及び配置に関する事務をつかさどる。

(業務計画班)

第47条 業務計画班は、業務計画の作成及びその実施の調整に関する事務をつかさどる(防衛班の所掌に属するものを除く。)

第48条 研究室に、次の2班を置く。

計画班

研究班

(計画班)

第48条の2 計画班は、次に掲げる業務をつかさどる。

(1) 装備品、航空機及び食糧その他の需品(以下「陸上装備品等」という。)に関する研究開発の目標とすべき事項に関すること。

(2) 教育訓練研究本部の管理に関する連絡に関すること。

(3) 室内の事務の総括及び庶務に関すること。

第48条の3 研究班は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 防衛及び警備の方法の研究改善に関すること。

(2) 部隊及び機関の運営に関する研究改善に関すること。

(防衛協力センター)

第49条 防衛協力センターに、次の3班を置く。

計画班

日米協力班

防衛協力班

(計画班)

第49条の2 計画班は次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 軍備管理、軍縮の計画に関すること。

(2) センター内の事務の総括及び庶務に関すること。

(日米協力班)

第49条の3 日米協力班は、防衛の分野におけるアメリカ合衆国との協力の計画に関する事務をつかさどる。

(防衛協力班)

第49条の4 防衛協力班は、次に掲げる事務(計画班及び日米協力班の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

(1) 防衛の分野における国際的な交流の計画に関すること。

(2) その他安全保障環境の安定化に資する国際的諸活動に対する防衛の分野における協力の計画に関すること。

(分析企画官)

第50条 分析企画官は、課長の命を受け、オペレーションズ・リサーチに関する事務のうち特定の重要な事項に係るものをつかさどる。

(防衛協力課)

第50条 防衛協力課に、次の2班を置く。

計画班

防衛協力班

(計画班)

第51条 削除

第52条 削除

(施設課)



第53条 施設課に、次の4班を置く。

総括班  
建設班  
営繕班  
環境保全班  
(総括班)

第54条 総括班は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 土木工事の施行の受託及び実施に関すること。
- (2) 施設技術に関すること。
- (3) 課内の事務の総括及び庶務に関すること。

(建設班)

第55条 建設班は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 施設の取得及び建設の計画に関すること（環境保全班の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 整備計画局に対する施設の取得及び建設の要求に関すること。

(営繕班)

第56条 営繕班は、施設の維持、修繕その他の管理に関する事務（環境保全班の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

(環境保全班)

第57条 環境保全班は、施設の取得及び建設の計画並びに管理に係る環境保全施策の策定に関する事務をつかさどる。

#### 第6章 装備計画部

(装備計画課)

第58条 装備計画課に、次の3班及び2室を置く。

企画班  
後方計画班  
補給管理班  
需品室  
輸送室

(企画班)

第59条 企画班は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 陸上装備品等の補給、保管及び整備の計画の総合調整に関すること（後方計画班の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 陸上装備品等の調達、補給、保管及び整備、輸送並びに施設に関する業務を任務とする部隊及び機関の業務の総合運営に関すること（後方計画班の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 補給統制本部の管理に関する連絡に関すること。
- (4) 部内及び課内の事務の総括及び庶務に関すること。

(後方計画班)

第60条 後方計画班は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 行動の計画に関し必要な調達、補給、整備、輸送及び施設の計画の執行に伴い必要な措置に関する計画の総合調整に関すること。
- (2) 前号に掲げる事務に関し必要な、陸上装備品等の調達、補給、保管及び整備、輸送並びに施設に関する業務を任務とする部隊及び機関の業務の総合運営に関すること。
- (3) 部内各課の所掌事務に関する文書で部隊及び機関の行動に関して発せられるものの認証、編集及び保存に関すること。

(補給管理班)

第61条 補給管理班は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 陸上装備品等の補給、保管及び整備の計画の実施の総合調整に関すること（後方計画班の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 陸上装備品等及び陸上装備品等に関する役務の調達計画の総合調整に関すること（後方計画班の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 防衛装備庁に対する調達要求の総合調整に関すること。

（需品室）

第62条 需品室に、次の4班を置く。

総括班

需品班

燃料班

糧食班

（総括班）

第62条の2 総括班は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 食糧その他の需品（衛生資材を除く。以下「需品」という。）の取扱いに関する技術指導に関すること。
- (2) 室内の事務の総括及び庶務に関すること。

（需品班）

第62条の3 需品班は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 需品の補給、保管及び整備に関すること。
- (2) 被服の支給及び貸与の事務処理手続に関すること。
- (3) 需品及びこれに関する役務の調達及び防衛装備庁に対する調達要求に関すること（燃料班及び糧食班の所掌に属するものを除く。）。

（燃料班）

第62条の4 燃料班は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 燃料、油脂類及び給油器具の補給、保管及び整備に関すること。
- (2) 燃料、油脂類、給油器具及びこれらに関する役務の調達及び防衛装備庁に対する調達要求に関すること。

（糧食班）

第62条の5 糧食班は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 職員の給養に関すること（需品班の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 食糧及び給食器具の補給、保管及び整備に関すること。
- (3) 食糧、給食器具及びこれらに関する役務の調達及び防衛装備庁に対する調達要求に関すること。

（輸送室）

第63条 輸送室に、次の3班を置く。

総括班

鉄道・船舶班

道路・航空班

（総括班）

第63条の2 総括班は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 輸送に関する技術指導に関すること。
- (2) 中央輸送隊の管理に関する連絡に関すること。
- (3) 室内の事務の総括及び庶務に関すること。

（鉄道・船舶班）

第63条の3 鉄道・船舶班は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 鉄道及び船舶輸送に関すること（後方計画班の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 鉄道輸送、船舶輸送等に関する役務の調達及び防衛装備庁に対する調達要求に

関すること。

(道路・航空班)

第63条の4 道路・航空班は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 道路及び航空輸送に関すること（後方計画班の所掌に属するものを除く。）
- (2) 車両の運行管理に関すること。
- (3) 道路及び航空輸送に関する役務の調達及び防衛装備庁に対する調達要求に関すること。
- (4) 輸送事業の施行の受託及び実施に関すること。

(武器・化学課)

第64条 武器・化学課に、次の5班及び化学室を置く。

総括班

火器班

車両班

誘導武器班

弾薬班

(総括班)

第65条 総括班は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 火器、車両、誘導武器、弾火薬類及び化学器材並びにこれらに付随する器材の取扱いに関する技術指導に関すること（化学室の所掌に属するものを除く。）
- (2) 課内の事務の総括及び庶務に関すること。

(火器班)

第66条 火器班は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 火器（これに付随する器材を含む。次号において同じ。）の補給、保管及び整備に関すること。
- (2) 火器及び火器に関する役務の調達及び防衛装備庁に対する調達要求に関すること。

(車両班)

第67条 車両班は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 車両（これに付随する器材を含む。次号において同じ。）の補給、保管及び整備に関すること。
- (2) 車両及び車両に関する役務の調達及び防衛装備庁に対する調達要求に関すること。
- (3) 車両の登録業務に関すること。

(誘導武器班)

第68条 誘導武器班は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 誘導武器（これに付随する器材を含む。次号において同じ。）の補給、保管及び整備に関すること。
- (2) 誘導武器及び誘導武器に関する役務の調達及び防衛装備庁に対する調達要求に関すること。

(弾薬班)

第69条 弾薬班は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 弾火薬類（これに付随する器材を含み、化学火工品を除く。次号において「弾火薬類」という。）の補給、保管及び整備に関すること。
- (2) 弾火薬類及び弾火薬類に関する役務の調達及び防衛装備庁に対する調達要求に関すること。
- (3) 不発弾その他の火薬類の除去及び処理に関すること。

(化学室)

第70条 化学室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 化学器材（これに付随する器材を含む。次号において同じ。）及び化学火工品の補給、保管及び整備に関すること。
- (2) 化学器材、化学火工品及びこれらに関する役務の調達及び防衛装備庁に対する調達要求に関すること。
- (3) 化学技術に関すること。

（通信電子課）

第71条 通信電子課に、次の5班を置く。

総括班  
通信器材班  
電子器材班  
電計班  
施設器材班  
（総括班）

第72条 総括班は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 通信器材及び電波器材並びにこれらに付随する器材の取扱いに関する技術指導に関すること。
- (2) 通信工事の施行の受託及び実施に関すること。
- (3) 課内の事務の総括及び庶務に関すること。

（通信器材班）

第73条 通信器材班は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 通信器材（これに付随する器材を含む。次号において同じ。）の補給、保管及び整備に関すること。
- (2) 通信器材及び通信器材に関する役務の調達及び防衛装備庁に対する調達要求に関すること。

（電子器材班）

第74条 電子器材班は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 電波器材（これに付随する器材を含む。次号において同じ。）の補給、保管及び整備に関すること。
- (2) 電波器材及び電波器材に関する役務の調達及び防衛装備庁に対する調達要求に関すること。

（電計班）

第75条 電計班は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 電子計算機（これに付随する器材を含む。次号において同じ。）の補給、保管及び整備に関すること。
- (2) 電子計算機及び電子計算機に関する役務の調達及び防衛装備庁に対する調達要求に関すること。
- (3) 電子計算機システムの利用技術に関すること。

（施設器材班）

第76条 施設器材班は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 施設器材の補給、保管及び整備に関すること。
- (2) 施設器材及び施設器材に関する役務の調達及び防衛装備庁に対する調達要求に関すること。

（航空機課）

第77条 航空機課に、次の3班を置く。

総括班  
航空機班  
航空安全班  
（総括班）

第78条 総括班は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 航空機及び航空機用機器（以下「航空機等」という。）の取扱いに関する技術指導に関すること。
- (2) 課内の事務の総括及び庶務に関すること。  
（航空機班）

第79条 航空機班は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 航空機等の補給、保管及び整備に関すること。
- (2) 航空機等及び航空機等に関する役務の調達及び防衛装備庁に対する調達要求に関すること。  
（航空安全班）

第80条 航空安全班は、航空機等に関する航空の安全に必要な措置及びこれに伴う調整に関する事務をつかさどる。

第7章 指揮通信システム・情報部

（開発課）

第80条の2 開発課に、次の3課を置く。

総括班

開発第1班

開発第2班

（総括班）

第80条の3 総括班は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 陸上装備品等の研究改善の計画及びその実施の調整に関すること。
- (2) 防衛装備庁に対する陸上装備品等の技術研究及び技術開発の計画に関すること。
- (3) 研究改善の伴う職務発明の手続きの事務処理に関すること。
- (4) 部隊及び機関における陸上装備品等に関する研究改善に関すること。
- (5) 開発実験団の管理に関する連絡に関すること。
- (6) 課内の事務の総括及び庶務に関すること。

（開発第1班）

第80条の4 開発第1班は、火器、車両、弾火薬、化学器材、施設器材、船舶及びこれらに付随する器材並びに需品の研究改善、制式及び規格に関する事務をつかさどる。

（開発第2班）

第80条の5 開発第2班は、誘導武器、航空機、通信電子器材及びこれらに付随する器材並びに指揮統制システムに係る装備品及びA Iの研究改善、制式及び規格に関する事務をつかさどる。

（指揮通信システム課）

第81条 指揮通信システム課に、次の3班を置く。

企画班

指揮通信システム班

サイバー・電磁波領域班

（企画班）

第82条 企画班は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 陸上自衛隊の情報システムの整備及び管理に関すること。
- (2) 部内各課の所掌事務に関する文書で部隊及び機関の行動に関して発せられるものの認証、編集及び保存に関すること。
- (3) 部内及び課内の事務の総括及び庶務に関すること。

（指揮通信システム班）

第83条 指揮通信システム班は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 通信の計画及び監理に関すること（サイバー・電磁波領域班の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 暗号及び写真（航空写真を除く。）に関すること。
- (3) 電波の使用計画及び監理に関すること。  
（サイバー・電磁波領域班）

第83条の2 サイバー・電磁波領域班は、通信の計画及び監理（サイバー及び電磁波に関する領域に係るものに限る。）に関する事務をつかさどる。  
（情報課）

第84条 情報課に、次の4班及び情報保全室を置く。

総合情報班  
地域情報班  
基盤情報班  
武官業務班  
（総合情報班）

第85条 総合情報班は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 第45条第1号及び第2号、第46条並びに第47条に掲げる事務（行動に関し必要な編成、装備及び配置の計画に関するものを除く。）に必要な情報の集約及び見積りに関すること。
- (2) 前号に規定する情報の収集整理及び配布に関する技術指導に関すること。
- (3) 課内の事務の総括及び庶務に関すること。

（地域情報班）

第86条 地域情報班は、第85条第1号に規定する情報のうち国外情報の収集整理及び配布に関する事務をつかさどる（総合情報班及び基盤情報班の所掌に属するものを除く。）。

（基盤情報班）

第87条 基盤情報班は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 第85条第1号に規定する情報のうち技術、地誌及び気象に関するものの収集整理及び配布に関すること（総合情報班の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 地図及び航空写真に関すること。

（武官業務班）

第88条 武官業務班は、外国陸軍武官等との情報業務に関する連絡調整に関する事務をつかさどる。

（情報保全室）

第88条の2 情報保全室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 保全に関すること。
- (2) 第85条第1号に規定する情報のうち国内情報の収集整理及び配布に関すること（総合情報班及び基盤情報班の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 自衛隊情報保全隊の管理に関する連絡に関すること。

## 第8章 衛生部

（衛生部）

第89条 衛生部に、企画室及び次の2班を置く。

医務・保健班  
薬務班  
（企画室）

第90条 企画室に、次の2班を置く。

企画班  
衛生計画班  
（企画班）

第90条の2 企画班は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 病院その他保健衛生施設の管理に関する連絡に関すること。
- (2) 衛生部の所掌事務に関する文書で部隊及び機関の行動に関して発せられるものの認証、編集及び保存に関すること。
- (3) 部及び室内の事務の総括及び庶務に関すること。

(衛生計画班)

第90条の3 衛生計画班は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 保健衛生に関する技術指導に関すること。
- (2) 衛生資材の制式及び規格に関すること。
- (3) 保健衛生及び衛生資材に関する研究改善に関すること。

(医務・保健班)

第91条 医務・保健班は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 医療その他の保健衛生に関すること。
- (2) 適性検査に関すること（人事教育計画課の所掌に属するものを除く。）。)
- (3) 公務災害等の医学的判定に関すること。
- (4) 医療事業及び防疫事業の施行の受託及び実施に関すること。

(薬務班)

第92条 薬務班は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 薬務に関すること。
- (2) 衛生資材の補給、保管及び整備に関すること。
- (3) 衛生資材及び衛生資材に関する役務の調達及び防衛装備庁に対する調達要求に関すること。

第9章 監察官

(監察官)

第93条 監察官の事務を行うため、総括副監察官1人及び別に定める数の副監察官を置く。

- 2 総括副監察官は、副監察官の事務を調整及び整理するとともに、監察官を助け、監察官に事故があるとき、又は監察官が欠けたときは、その職務を行う。
- 3 副監察官は、監察官の命を受け、監察に関する事務を行う。

第10章 法務官

(法務官)

第94条 法務官に、副法務官1人を置く。

- 2 副法務官は、法務官を助け、法務官に事故があるとき、又は法務官及び副監察官が欠けたときは、その職務を行う。

第94条の2 法務官に次の2班を置く。

総括班

訴訟・賠償・補償班

(総括班)

第94条の3 総括班は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 例規集その他特に命ぜられた重要な文書の審査に関すること。
- (2) 陸上自衛隊に関する法制の調査及び研究に関すること。
- (3) 法務官内の事務の総括及び庶務に関すること。

(訴訟・賠償・補償班)

第94条の4 訴訟・賠償・補償班は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 訴訟、損害補償及び損失補償に関すること。
- (2) 職員の災害補償に関すること。
- (3) 法令の調査及び研究に関すること。（総括班の所掌に属するものを除く。）。

第11章 警務管理官

(警務監理官)

第95条 警務監理官に、次の2班を置く。

総括班

警務班

(総括班)

第95条の2 総括班は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 陸上自衛隊たる警務官及び警務官補に関すること。
- (2) 警務隊の管理に関する連絡に関すること。
- (3) 警務監理官内の事務の総括及び庶務に関すること。

(副警務管理官)

第12章 雑則

(防衛協力センター長、室長及び班長)

第96条 防衛協力センターにセンター長を、室に室長を、班に班長を置く。

2 衛生部の室長又は班長は衛生部長の、法務官の班長は法務官の、警務監理官の班長は警務監理官の、課のセンター長、室長又は班長は課長の命を受け、センターの事務、室務又は班務を掌理する。

(委任事項)

第97条 この訓令に定めるもののほか、幕僚監部の内部組織の細部に関し必要な事項は、幕僚長が定めるものとする。

附 則

この訓令は、昭和35年1月30日から施行する。

附 則 (昭和54年4月4日陸上自衛隊訓令第10号)

この訓令は、昭和54年4月4日から施行する。

附 則 (昭和56年4月3日陸上自衛隊訓令第21号)

この訓令は、昭和56年4月3日から施行する。

附 則 (昭和57年4月6日陸上自衛隊訓令第8号)

この訓令は、昭和57年4月6日から施行する。

附 則 (昭和57年12月14日自衛隊訓令第34号)

この訓令は、昭和58年1月1日から施行する。

附 則 (昭和58年3月7日防衛庁訓令第4号)

この訓令は、昭和58年3月24日から施行する。

附 則 (昭和58年4月5日陸上自衛隊訓令第14号)

この訓令は、昭和58年4月5日から施行する。

附 則 (昭和60年4月6日陸上自衛隊訓令第11号)

この訓令は、昭和60年4月6日から施行する。

附 則 (昭和60年12月25日防衛庁訓令第47号)(抄)

1 この訓令は、昭和60年12月25日から施行する。

附 則 (昭和61年4月5日陸上自衛隊訓令第15号)

この訓令は、昭和61年4月5日から施行する。

附 則 (昭和62年5月21日陸上自衛隊訓令第18号)

この訓令は、昭和62年5月21日から施行する。

附 則 (昭和63年4月8日陸上自衛隊訓令第14号)

この訓令は、昭和63年4月8日から施行する。

附 則 (平成元年5月29日陸上自衛隊訓令第21号)

この訓令は、平成元年5月29日から施行する。

附 則 (平成2年6月8日陸上自衛隊訓令第20号)

この訓令は、平成2年6月8日から施行する。

附 則 (平成2年10月1日防衛庁訓令第38号)



この訓令は、平成2年10月1日から施行する。

附 則 (平成3年4月12日陸上自衛隊訓令第10号)

この訓令は、平成3年4月12日から施行する。

附 則 (平成6年3月22日自衛隊訓令第3号)

この訓令は、平成6年3月28日から施行する。

附 則 (平成6年6月24日陸上自衛隊訓令第11号)

この訓令は、平成6年6月24日から施行する。

附 則 (平成7年3月20日陸上自衛隊訓令第9号)

この訓令は、平成7年3月28日から施行する。

附 則 (平成9年1月17日防衛庁訓令第1号)

この訓令は、平成9年1月20日から施行する。

附 則 (平成10年3月25日防衛庁訓令第12号) (抄)

1 この訓令は、平成10年3月26日から施行する。

附 則 (平成10年4月9日陸上自衛隊訓令第18号)

この訓令は、平成10年4月9日から施行する。

附 則 (平成12年3月22日防衛庁訓令第12号)

1 この訓令は、平成12年3月28日から施行する。

2 この訓令の施行の日から檜町駐屯地の廃止の日の前日までの間は、改正後の陸上幕僚監部の内部組織に関する訓令第3条第3号中「中央業務支援隊」とあるのは「中央業務支援隊及び檜町業務隊」と読み替えるものとする。

附 則 (平成13年1月6日防衛庁訓令第2号)

この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成13年3月26日陸上自衛隊訓令第11号)

この訓令は、平成13年3月27日から施行する。

附 則 (平成13年3月30日陸上自衛隊訓令第23号)

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年11月2日防衛庁訓令第76号)

この訓令は、平成13年11月2日から施行する。

附 則 (平成14年3月4日陸上自衛隊訓令第3号)

この訓令は、平成14年3月27日から施行する。

附 則 (平成14年3月18日防衛庁訓令第4号)

この訓令は、平成14年3月27日から施行する。

附 則 (平成15年3月24日陸上自衛隊訓令第7号) (抄)

この訓令は、平成15年3月27日から施行する。

附 則 (平成16年3月26日防衛庁訓令第19号)

この訓令は、平成16年3月29日から施行する。

附 則 (平成17年3月30日防衛庁訓令第34号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月24日陸上自衛隊訓令第16号)

この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

附 則 (平成18年7月28日防衛庁訓令第83号)

この訓令は、平成18年7月31日から施行する。

附 則 (平成19年1月5日防衛庁訓令第1号)

この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則 (平成19年3月27日防衛省訓令第10号)

この訓令は、平成19年3月28日から施行する。

附 則 (平成19年8月30日防衛省訓令第145号) (抄)

1 この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

附 則 (平成20年 3月25日防衛省訓令第12号) (抄)

- 1 この訓令は、平成20年 3月26日から施行する。

附 則 (平成21年 3月23日陸上自衛隊訓令第9号)

この訓令は、平成21年 3月26日から施行する。

附 則 (平成21年 7月29日防衛省訓令第48号)

この訓令は、平成21年 8月 1日から施行する。

附 則 (平成22年 6月30日防衛省訓令第29号) (抄)

- 1 この訓令は、平成22年 7月 1日から施行する。

附 則 (平成23年 4月19日防衛省訓令第20号)

この訓令は、平成23年 4月22日から施行する。

附 則 (平成26年 3月24日防衛省訓令第10号)

この訓令は、平成26年 3月26日から施行する。

附 則 (平成26年 5月30日防衛省訓令第35号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、国家公務員法等の一部を改正する法律の施行の日 (平成26年 5月30日) から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成27年10月 1日から施行する。

附 則 (平成29年 3月24日省訓第9号)

この訓令は、平成29年 3月27日から施行する。

附 則 (平成30年 3月 2日防衛省訓令第6号)

この訓令は、平成30年 3月27日から施行する。

附 則 (平成31年 3月20日防衛省訓令第5号)

この訓令は、平成31年 3月26日から施行する。ただし、第13条の規定は、同月22日から施行する。

附 則 (令和 2年 3月25日防衛省訓令第14号)

この訓令は、令和 2年 3月26日から施行する。

附 則 (令和 2年 3月30日防衛省訓令第19号)

この訓令は、令和 2年 4月 1日から施行する。

附 則 (令和 3年 3月16日防衛省訓令第9号)

この訓令は、令和 3年 3月 18日から施行する。

附 則 (令和 3年 3月31日防衛省訓令第18号)

この訓令は、令和 3年 4月 1日から施行する。

附 則 (令和 6年 3月21日防衛省訓令第27号)

この訓令は、令和 6年 3月 21日から施行する。